

まんのう町ライフジャケット貸出要領

1 目的

まんのう町に在住又は町内の保育所、こども園、小学校、中学校に在籍する、児童生徒及び幼児が、プールや海、川などでの活動を実施する際、子どもたちが安全に楽しく活動できるよう、まんのう町教育委員会が所有する子ども用ライフジャケット(以下「物品」という。)の貸出について、必要な事項を定めるものとする。

2 貸出機関

貸出機関はまんのう町教育委員会とする。なお、物品の貸出及び返却事務については、まんのう町教育委員会学校教育課が行う。

3 貸出物品

貸出物品は、下表のとおりとする。

No.	貸出物品	貸出可能数	対応身長(目安)	対応胸囲(目安)
1	ライフジャケットLサイズ	15	125～155cm	61～79cm
2	ライフジャケットMサイズ	15	105～125cm	54～62cm

4 貸出対象及び使用目的

(1)貸出対象

まんのう町内に在住の児童生徒及び幼児

まんのう町内の保育所、こども園、小学校、中学校に在籍する児童生徒及び幼児

まんのう町内の保育所、こども園、小学校、中学校

(2)使用目的 使用目的は、次のいずれかに該当すること。

ア 児童生徒及び幼児に対し、県内のプールや海、川などでライフジャケットを着用させ、安全に活動させるため。

ただし、小型船舶に乗船する場合を除く。

イ 児童生徒及び幼児に対し、プールや海、川などでのライフジャケット着用の重要性を教える安全教室などで使用するため。

ただし、まんのう町内で実施する場合に限る。

5 貸出方法等

(1) 物品の貸出を希望する者(以下「貸出希望者」という。)は、実際に貸出物品の受取を希望する1週間前までに、電話で貸出の仮予約を行う。仮予約受付後、貸出申請書(様式1)を貸出機関に提出するものとする。

(2) 貸出機関は前項による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当するときを除き、貸出希望者に対して物品を貸し出すものとする。なお、同一時期に複数の申込みがあった場合は、先着順とする。

ア 物品の正しい使用方法に従って使用されないおそれのあるとき。

イ 法令または公序良俗に反し、または反するおそれのあるとき。

ウ 特定の個人、政党、宗教団体等を支援または公認しているような誤解を与え、または与える活動に使用するおそれのあるとき。

エ 物品を営利目的で使用するおそれのあるとき。

オ その他、貸出機関が物品の貸出について不適當であると認めるとき。

(3) 貸出を受ける者(以下「借受者」という。)は、貸出機関から物品を直接受け取ることを原則とする。また、使用後は責任をもって速やかに貸出機関へ返却するものとする。貸出及び返却は、平日午前9時から午後5時までの間に行う。

(4) 貸出機関は借受者に対して、貸出申請書の写しを渡し、使用マニュアルの説明を行うものとする。

(5) 貸出に伴う搬出及び搬入は借受者が行うものとする。

6 貸出期間

貸出期間は、原則として1週間以内とする。

7 貸出料

貸出料は、無料とする。

8 損害賠償

借受者の故意または不注意により物品を破損・汚損した場合は、借受者は修繕費用等を負担するものとする。

9 貸出機関等の責任

物品の使用により借受者が受けた被害、または借受者が第三者に与えた損害に対して、貸出機関は一切その責任を負わない。

10 その他

(1) 借受者は、物品の使用について、別添の「ライフジャケット使用に関する留意事項」により取り扱わなければならない。

(2) その他の事項については、借受者は貸出機関と協議するものとする。

附 則

この要領は、令和7年10月29日から施行する。